

新旧対照表

うみしんWEBバンキングサービス利用規定 改定日：2022/04/11

旧	新
<p>うみしんWEBバンキングサービス利用規定</p> <p>第16条 解約等</p> <p>3. サービスの強制解約</p> <p>お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。</p> <p>(1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき</p> <p>(2) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき</p> <p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(4) 支払いの停止または破産、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申立てがあったとき</p> <p>(5) 相続の開始があったとき</p> <p>(6) 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき</p> <p>(7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</p> <p>(8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき</p> <p>(9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき</p> <p>(10) 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき</p>	<p>うみしんWEBバンキングサービス利用規定</p> <p>第16条 解約等</p> <p>3. サービスの強制解約</p> <p>お客様が、以下の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、<u>お客様に事前に通知することなく</u>、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>① 当金庫に支払うべき<u>各種手数料が遅延した場合</u></p> <p>② 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>③ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき</p> <p>④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>⑤ 支払いの停止または破産、<u>特別精算</u>、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申立てがあったとき</p> <p>⑥ <u>事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき</u></p> <p>⑦ 相続の開始があったとき</p> <p>⑧ <u>各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき</u></p> <p>⑨ <u>お客様が当金庫との取引約定に違反したとき</u></p> <p>⑩ <u>本サービスの利用停止後にサービスの再開を認められないと当金庫が判断したとき</u></p> <p>⑪ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき</p> <p>⑫ 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき</p> <p>⑬ <u>お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員</p> <p>ウ. 暴力団準構成員</p> <p>エ. 暴力団関係企業</p> <p>オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等</p> <p>カ. その他前記ア～オに準ずる者</p> <p>⑭ <u>お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>オ. その他前記ア～エに準ずる行為</p>

以上